

令和4年8月25日  
公益社団法人北海道観光振興機構

令和4年度 アドベンチャートラベル推進事業  
ATWS2023 北海道開催に向けた視察調査事業の企画提案を公募します

平素より当機構事業につきましてご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。  
当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり業務受託者選定のため、企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 事業名  
令和4年度 アドベンチャートラベル推進事業 ATWS2023 北海道開催に向けた視察調査事業
2. 事業目的  
2023年9月にアドベンチャートラベル・ワールドサミットが北海道で開催される。ATWSの主催者であるアドベンチャートラベル・トレード・アソシエーションの担当者による開催会場、関係機関および周辺地域の視察、調査を実施し、ATTAより提示されている開催内容の必要条件等を確認するとともに、本番開催に向けた体制整備強化につなげる調査結果をまとめることを目的とする。
3. 応募方法  
募集要領を読み、期限までに必要書類をご提出ください。
4. 今後のスケジュール（予定）

8月25日（木）	公示
9月1日（木）	企画提案の参加表明期限
9月12日（月）	企画提案書の提出期限
9月13日（火）	審査会（ヒアリング審査）の実施（予定） ※4社以上応募の場合は12日（月）に書類による予備審査、13日（火）に上位3位の事業者の本審査（ヒアリング審査）を行う
9月下旬	委託事業者決定、契約締結、事業の実施
5. 問合せ先  
札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階  
北海道経済部観光局観光振興課内  
公益社団法人 北海道観光振興機構  
AT推進部 竹田 晴香  
Email h\_takeda@visithkd.or.jp TEL 011-206-6951

以上

**令和4年度 アドベンチャートラベル推進事業**  
**ATWS2023 北海道開催に向けた視察調査事業**  
**企画提案募集要領（企画提案指示書）**

1. 事業目的

2023年9月にアドベンチャートラベル・ワールドサミット（以下「ATWS」という。）が北海道で開催される。ATWSの主催者であるアドベンチャートラベル・トレード・アソシエーション（以下「ATTA」という。）の担当者による開催会場、関係機関および周辺地域の視察、調査を実施し、ATTAより提示されている開催内容の必要条件等を確認するとともに、本番開催に向けた体制整備強化につなげる調査結果をまとめることを目的とする。

2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）。
  - ① 民間企業
  - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
  - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- (3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

4. 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）

2,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※新型コロナウイルス感染拡大により、委託業務の内容および予算上限額について、変更又は事業が中止になる場合がある。その場合、観光機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更を行うことがある。

6. 委託期間及び業務スケジュール

- (1) 委託期間：契約締結日から令和4年12月23日（金）まで
- (2) 業務スケジュール
  - 8月25日（木） 公示
  - 9月1日（木） 企画提案の参加表明期限
  - 9月12日（月） 企画提案書の提出期限

- 9月13日(火) 審査会(ヒアリング審査)の実施(予定)  
※4社以上応募の場合は12日(月)に書類による予備審査、13日(火)に上位3位の事業者の本審査(ヒアリング審査)を行う
- 9月下旬 本見積書の提出、委託事業者決定、契約締結、事業の実施
- 12月23日(金) 事業実績報告書の提出
- ※事業説明会は行いません。不明な点がある場合は、15. 事業問合せ先までご連絡ください。

## 7. 業務委託内容(企画提案事項)

ATWS2023開催に向けたATTAによる視察・調査の対応を行い、調査結果をまとめること。

### (1) 実施時期

令和4年11月6日(日)～11月13日(日)  
北海道内視察期間は、11月8日(火)～11月12日(土)5日間

### (2) 視察者

ATTA担当者 計4名  
※ ATWS北海道実行委員会メンバーおよび事務局員が同行する。

### (3) 実施内容

- ① 11月6日～7日 ATTA担当者が各地より出発し成田または羽田着 7日羽田泊
- ② 11月8日～10日 8日に新千歳空港に到着後、札幌市内視察調査  
道内関係者との意見交換会をいずれかの日に行う
- ③ 11月11日 札幌コンベンションセンター視察調査 および 札幌市内視察調査
- ④ 11月12日 札幌近郊視察調査
- ⑤ 11月13日 ATTA担当者帰国

### (4) 調査項目

- ① 札幌コンベンションセンター内会場施設・設備(Wifi環境、音声映像機器関連含む)  
および使用用途
- ② 各種レセプション(ウェルカム、オープニング、カクテル、クロージング)の候補会場
- ③ 上記②における食事メニュー(ベジタリアンメニュー含む)2個所以上
- ④ イベントおよびDay of Adventureの受付場所
- ⑤ ATWS2023北海道後にイベント参加者が訪問可能な札幌近郊の推薦地

### (5) 業務内容

- ① 視察調査の運営・実施および各種調整
- ② 視察調査の実施に係る航空券手配
- ③ 道内関係者との意見交換会の企画・運営およびそれに係る会場等の手配  
・ATTA4名を含む計12名程度を想定。  
・参加者および実施日は、観光機構が調整する。
- ④ 視察期間中の通訳の手配
- ⑤ ATTAからの意見の集約および報告書の作成

### (6) 見積りに含める項目

- ① 管理運営費
- ② ATTA2名分の航空券費用(シアトル～新千歳 往復) 他2名分はATTAが費用負担
- ③ ATTA4名分の国内旅行傷害保険費用
- ④ ATTA4名分の調査費
- ⑤ 意見交換会の会場費等実施に係る費用

- (7) 地域及び事業者への協力依頼  
可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。
- (8) その他
- 上記以外に、当事業の充実を図る提案があれば盛り込むこと。
  - ATWS2023 北海道は、アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道実行委員会が行う「令和4年度 ATWS2023 北海道 実施準備・運営支援事業」にて作成されるATWS2023 北海道の実施計画書に基づき行われるため、その受託事業者と協力し実施すること。
  - 本事業は、北海道経済産業局が実施する ATWS2023 北海道開催に向けた視察調査事業の請負事業者と協力し実施すること。
  - 北海道内のその他関係者が視察調査に参加する場合がある。
  - 定期的に進捗状況を報告し、必要に応じて観光機構との打ち合わせを行うこと。
- (9) 上記(1)～(8)の業務遂行にかかる計画の策定
- (10) 上記(1)～(8)の業務にかかる進行管理
- (11) 事業実績報告書の提出  
紙媒体3部 及び 電子データ（USBメモリに入れて納品）  
※ 視察調査中に ATTA より指摘のあった点をまとめ、事業実績報告書に反映すること。

## 8. 参加表明

企画提案提出前に、次のとおり参加表明を行うこと。

- (1) 提出期限 令和4年9月1日（木）15:00  
(2) 提出方法 メール  
(3) 提出場所 AT 推進部 竹田 晴香 h\_takeda@visithkd.or.jp

## 9. 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
- ① 企画提案書  
上記「7. 業務委託内容（企画提案事項）」に係る企画提案事項を記載すること。  
審査上、具体的な企業名・氏名が分からないように作成すること。
  - ② 企画提案事項の総括表  
各提案事項を簡潔にまとめたものとする（A4用紙1枚程度）。
  - ③ 実施スケジュール（企画提案が採択された後、業務処理計画書として再提出する）  
執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。
  - ④ 事業実績  
会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。  
ただし、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しない。
  - ⑤ 業務実施体制  
当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。
  - ⑥ コンソーシアム協定書の写し  
コンソーシアムで企画提案する場合に提出すること（定型書式は別添のとおり）
  - ⑦ 見積書（参考見積り）
    - 押印不要（企画提案が採択された後、押印付の本見積書を再提出する）
    - 再委託がある場合は、該当する経費項目を明確にすること
- (2) 規格及び部数  
A4判 5部（社名あり1部、社名なし4部）
- (3) 提出方法  
提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAX、メールでの提出は不可。

- (4) 提出期限  
令和4年9月12日(月)15:00(厳守)
- (5) 提出場所  
札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階  
北海道経済部観光局観光振興課内  
(公社)北海道観光振興機構 AT推進部  
担当:竹田 晴香 TEL 011-206-6951

#### 10. 選定基準

- (1) 業務遂行能力  
北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。
- (2) 企画提案の目的適合性
- 指示内容が十分理解されているか。
  - 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
  - 効果的な事業内容となっているか。
- (3) 実現性  
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。
- (4) 経済合理性  
費用対効果が高い提案になっているか。

#### 11. 応募上の留意事項

- (1) 企画提案は、1社1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに事業担当に連絡すること。
- (5) 提出された企画提案について、ヒアリング審査を行う。
- (6) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- (7) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。
- (8) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (9) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。
- (10) ヒアリングはZoomでの参加を可とする。
- (11) 企画提案の採否については文書で通知する。

#### 12. 著作権等の取扱

- (1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。
- (2) 成果品および構成素材に係る知的財産等  
ウェブサイト等への掲載が見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

#### 13. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

- (1) 採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。
- (2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。
- (3) 事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染対策を遵守した企画・運営を行うこと。

#### 14. 再委託について

再委託の予定(下記②の業務に限る)がある場合は、見積書(参考見積り)及び本見積書に再

委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。

また、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要がある（契約締結後、別添定型書式による「再委託の承諾申出書」を提出する）。観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）については、再委託を行うことはできない。
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務については、再委託に際し、観光機構の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）については、再委託に際し、観光機構の承諾を要さない。

15. 事業問合せ先

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階  
北海道経済部観光局観光振興課内  
公益社団法人 北海道観光振興機構  
AT 推進部 竹田 晴香  
h\_takeda@visithkd.or.jp  
TEL 011-206-6951

以上